

<報道発表資料>

カテゴリー:県政一般

令和8年7月24日

建設業者に対する許可取消処分について

埼玉県知事は、建設業法に基づき建設業者に対する許可取消処分を行いました。

1 被処分者

商号	株式会社優真工業
主たる営業所の所在地	埼玉県さいたま市見沼区笹丸186番地1
代表者の氏名	清水隆太郎
許可番号	埼玉県知事許可（般－6）第72986号

2 処分内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し

3 処分年月日

令和8年7月10日

4 処分の原因となった事実

令和8年4月10日、株式会社優真工業の役員が拘禁刑に処せられることが確定した。これにより、同社は建設業法第8条第12号（役員等のうちに第7号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することとなった。

このことは、同法第29条第1項第2号に規定する許可の取消事由に該当する。

(参考：関連法令抜粋)

第 8 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（中略）に該当するとき（中略）は、許可をしてはならない。

一～六 （略）

七 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八～十一 （略）

十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（中略）のあるもの

十三～十四 （略）

(許可の取消し)

第 29 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

一 （略）

二 第 8 条第一号又は第七号から第十四号まで（中略）のいずれかに該当するに至つた場合

三～八 （略）

2 （略）